

昭和48年1月31日

学生諸君へ

学校法人 明治大学

理事長 加藤 五 六

明 治 大 学

学 長 小 牧 正 道

当面の休校と駿河台学生会館・8号館 4号館の閉鎖措置について

学生諸君もすでにご承知のとおり、現在、大学は、駿河台、和泉の両校舎を休校としています。同時に駿河台学生会館・8号館、4号館など大学施設の一部を閉鎖しています。この間大学のとってきた諸措置について、1月8日授業再開後の学内状況と大学の見解をお知らせし、学生諸君の理解と協力を得たいと思います。

—— 1月8日授業再開後の一部学生集団による暴力・破壊行為 ——

大学は、昨年末以来一日も早く学園正常化をはかり、授業を再開したいという考えから、すでに配布した印刷物「学生諸君へ 授業および業務の再開にあたって」（1月4日付）で明らかにしたように、12月30日から入構制限を解除した。

1月8日から授業を再開したが、当日、一部学生集団は、和泉、駿河台校舎で授業中の教員に討論集会を強要したり、教員を詰問するなど、授業介入する事態が数十カ所にもわたって発生し、正常な授業運営が著しく妨害された。また、駿河台校舎でもこのような授業妨害行為に加えて、ヘルメット集団が法学部事務室をはじめ、7号館守衛所、政経学部長室、同講師控室、文学部事務室、商学部事務室などに乱入し、窓ガラスを殆んど残すことなく打ち砕き、室内の什器・備品などを破壊し、さらに書類などを散乱させるという許しがたい暴挙を働いた。その際、これらの行為を制止しようとした教員が手足を棒で強打され、負傷するという暴力事件が発生した。

1月9日、大学はこれら暴力・破壊行為に対し、きびしく「警告」を出し、このような事態の再発を防ぐよう学生諸君の自省を求めた。しかし、これら一部学生集団は、まさに暴徒と化し、この大学の警告を全く無視し、授業の妨害はもとより、1月8日にひきつづき、9日、11日と連続して、駿河台校舎の本館守衛所、同受付、就職課相談室、管財課、二部学生課、学生健保事務室、法学部事務室、商学部事務室、政経学部事務室、文学部事務室などを無残にも破壊し尽した。さらに、1月9日には、本館受付で執務中の守衛がこん棒で強打され、打撲傷を負うという暴力行為が再発した。

一方、大学は、昨年から一貫して、学園を正常化し、平穏な学園環境をとり戻すために、学生諸君との話し合いを基礎とする解決の途を求めつづけてきた。ところが、学生会・学苑会両中執の代表は、昨年12月28日の「予備折衝成立のための話し合い」の確認事項にもとづいて、大学が誠意をもって行なった入構制限措置の解除に対して、「前提条件つき」であるとの点に固執しつづけて「合同の話し合い」のための予備折衝を成立させようとはしなかった。この、いわゆる「前提条件」は、すでに「学生諸君へ 授業および業務の再開にあたって」の文書でもお知らせしたように、学生として守らなければならない、きわめて当然の事項であって、大学の自治を守る立場から考えるならば、基本的な原則を列挙したにすぎないものである。

1月11日には、学生会中執から、再び「要求書」が提出され、(1)「前提条件つき」入構制限解除では、予備折衝成立の条件にはならない、(2)予備折衝成立のための話し合いの継続について大学の最終的態度を明らかにせよ、(3)明らかにされない場合は、「大学が予備折衝のための話し合いを放棄したもの」と判断する」という趣旨の要求が出されてきた。これに対しても、大学は、学生会中執に、いたずらに予備折衝に入ることを延ばす態度を改め、早急に「合同の話し合い」を実現させるため予備折衝を開くよう回答し、あわせて、1月8日以降頻発している大学施設の破壊や暴力行為に対する学生会・学苑会両中執の責任を明らかにし、これらの行動を中止させるよう「通告」した。

このように、学内の平和を維持し、話し合いによって学園の正常化をはかろうとする大学の努力にもかかわらず、一部学生集団の暴力・破壊行為は依然として発生しつづけた。

1月13日には、和泉校舎中庭で集会をひらいた学生集団の一部が、突如として和泉学生課に乱入し、室内を破壊した後、教員室、役員室をも破壊し、教員室に居合わせた数名の教員をかんづめ状態にし、詰問をつづけて暴力をふるった。さらにこれらの集団は、教員を正門前の集会に強制的に連れ出

◎1月8日、9日、11日の3日間におたり駿河台校舎の教務関係事務室をはじめ、法人、学生部関係の事務室などが破壊された。机、ロッカーは倒され、窓ガラスや器物は使用不能なまでに損壊、書類を散乱させたりえ、消火液をまきちらすなど、惨状は目をおおびっくりであった。



駿河台校舎七号館政経学部事務室



し、多数の学生の面前で追求をおこない、さらに、現場にかけつけた学務理事を、長時間拘束し、追求をつづけ、加えて強引にデモの先頭に立たせるなどの暴挙を働いた。駿河台校舎でも、同一の集団と思われる学生が、本館に乱入し、総務課、役員室、第一会議室などの窓ガラスや室内の什器・備品を破壊し、消火液をまきちらし、タイプライターを持ち去るという事態が発生した。また、16日にも、和泉校舎で、朝から正門を封鎖、教職員の入構を阻止し、加えて守衛所、教務事務室に乱入、室内を徹底的に破壊するという連続した破壊行為を働いた。

そして、さらに悲しむべきことには、本学創立記念日の17日夜、駿河台校舎4号館では、学生集団の派閥抗争が原因と思われる「内ゲバ」が発生し、数名の重軽傷者を出すにいった。

—— 休校措置と駿河台学生会館・8号館、4号館の閉鎖 ——

このような一部学生集団の狂気じみた暴力・破壊行為は、彼らの主張がどのようなものであれ、決して許されるべきことではない。暴力のための暴力、破壊のための破壊からは、何らの実りある結果が得られないのは自明のことといえる。充実した学生生活を期待して登校してくる学生諸君の学園をうぼう、これら一部学生集団の横行を許すならば、大学は自らの「自治」と社会的使命を放棄することになるといっても過言ではない。

学費改訂問題に端を発した、この異常事態を解決する方途は、学生諸君との話し合い以外にないことを、大学は現在でも十分に認識している。しかし、暴力に対する自衛手段をもたない大学が、とるべき措置はかぎられており、一部学生集団の暴力・破壊行為が頻発し、学生、教職員の身体・生命の安全がおびやかされ、連日業務が妨害され、平穏な学園環境を維持することができないという現状のもとでは、全学生との話し合いの場を確保することは困難であると判断せざるを得ない。

◎1月13日、駿河台校舎の財務理事室、非常勤理事室、総務課、役員室受付、第一会議室など主として法人関係の部屋が破壊された。扉が壊され、室内は、8日、9日、11日と同じように無残な状況であった。



駿河台校舎七号館講師控室

駿河台校舎一号館総務課



大学は、1月8日以来、授業を再開し、学生諸君にとっても重要な課題である後期試験を無事終えるよう強く願っていたが、以上のような事態の発生からやむを得ず、駿河台・和泉両校舎では当分の間休校措置をとることにし、後期試験をレポート方式による試験に変更せざるを得なかった。

同時にまた、これら暴力・破壊行為の拠点として使用されてきた、駿河台学生会館・8号館をひきつづき閉鎖し、4号館も同様の措置をとった。いうまでもなく、学生会館は、学生諸君の自治活動の「総合センター」として生まれたものであり、全学生の自由な学習と討論の場として、また憩いの場として開放されるべきものである。

ところが、一部学生集団は、あたかもこの学生会館を自らの専有物のごとく使用し、さまざまな街頭行動および暴力・破壊活動の拠点として利用してきたことは、周知の事実である。そのため大学は、昭和44年以来、駿河台学生会館・8号館の閉鎖措置をとりつづけてきたが、彼らはこの措置を無視し、一方的に学生会館・8号館を占拠しつづけてきた。また最近では、駿河台学生会館・8号館、4号館は一連の暴力・破壊行為の拠点となり、さらには、重傷者を出した傷害事件の現場とさえなった。このような事態から、暴力・破壊行為の発生を未然に防ぎ、正常な学園環境をつくりだすための、やむを得ない措置として、これらの施設の閉鎖を行なったのである。

この閉鎖措置にともない、学生諸君にとっては、サークル活動や研究・討論の場がひきつづきうばわれることになった。しかし、大学は学園から暴力・破壊行為をなくし、明るい自由な学園をとりもどすために一層の努力を払う覚悟である。

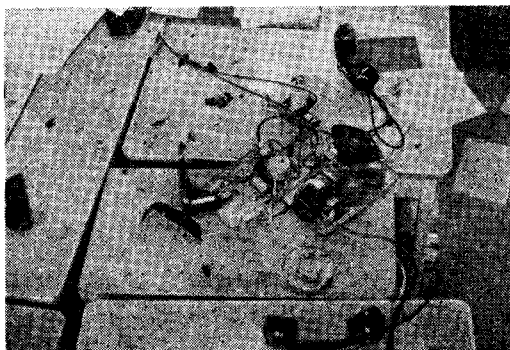
学生諸君が、この困難な事態を克服し、学内の平和を回復し、全学生の手による自治活動を民主的に発展させるよう努力されることを期待してやまない。

以 上

◎1月13日、16日の二日間にわたり和泉校舎の教員室、役員室、学生課、教務事務室などが駿河台校舎と同じように破壊された。特に教務事務室では、水道施設が壊され、室内が水びたしになった。



◀和泉校舎教務事務室



▶和泉校舎教務事務室の電話機